

古記録にみえる室町時代の患者と医療(二)

—『言継卿記』永禄九年南向鬪病記録から—

水谷 惟紗久

一 問題の所在

前稿⁽¹⁾において、古記録の中にみられるまとまった鬪病の記事から、当時の医療のありかたを検討する試みを行った。『看聞御記』を用いて、貴顕によって医師が抱えられ、個人的な理由によってそれらを知り合いに派遣していたこと、薬による治療と治療の選択のありかた、死と治癒におけるそれぞれの儀礼を考察した。

今回扱いたい記録は、十六世紀中葉の『言継卿記』である。この記録も、前稿⁽¹⁾で扱った『看聞御記』と同じく、比較的傍証史料に恵まれた記録で、何よりも『言継卿記』自体の記録が詳細である。それだけ、人名が比定しやすい鬪病記録であるといえる。

さらに、記主の山科言継に医学の素養があつたことは知られており、先行研究も豊富である⁽²⁾。ここでは、ふだんから医療行為を行っていた言継が患者の側に立った事例をとりあげる。服部敏良⁽³⁾がすでに紹介している鬪病記録であるが、医療行為を行った人物についての人名比定は行われていなかった。

今回は、前稿と同じ方法で医療行為を行った人物を検討することによって、それらの医療技術がどのような人びとに

受け入れられていたかを明らかにしようと思う。そこからさらに、その理由の考察に進みたいと考えている。

闘病記録そのものは箇条書にして提示し、特徴的な事項、および事実関係については、事項として注記する。そのあとの考察は主に (A) — (H) の傍線部にしたがって行うという形式をとる。また、記録中で「」は頭書、注筆であることを指し、() は割注であることを指す。

二 南向闘病記録の提示

本論文で扱う『言継卿記』は大納言山科言継やまなかのこたけの日記である。大永七年(一五二七)から天正四年(一五七六)分の原本が、一部を除き東京大学史料編纂所に所蔵されている。今回は、国書刊行会本(4)と続群書類従完成会本(5)から、本記録の主である言継が患者の家族となった事例をとりあげる。具体的にいえば、その中の一つである永禄九年(一五六六)七月から一ヶ月あまりにわたる、記主、山科言継室、南向みなみむきの瘡闘病の記録を検討することにする。なお、南向は葉室頼継女で、当時言継より十三歳年下の四十七歳であった。

山科言継に医学の心得があったことは知られているが、最初の数日を除けば他者に治療を相談している。その中で、依頼した相手がふだん医師として行動する人物ではない、という特徴がある。南向の治療をした人物と、彼らがどれほど本格的な治療を行ったかを調べる過程で、当時の医療と医学がどのような階層の人びとに受け入れられていたかをみることができると思う。闘病記録を順を追ってみていくと以下のとおりである。なお、『言継卿記』については原則的に記録名を省略する。

①永禄九年(一五六六)七月二十六日条「南向自去夜霍乱之由有之被煩之間、(A)五苓散に加川芎、羌活、人參、麥門冬、前胡等与之、頭痛、悪心、熱氣有之」

(事項) 七月二十五日夜、頭痛、悪心、熱氣のみられる瘡を発する。五苓散に川芎、羌活、人參、麥門冬、前胡などを

加えて言繼が与える。

②七月二十八日条―「次大和宮内入道所へ罷向、近衛殿へ御齋に参留守云々」

七月二十九日条―「(B) 大和宮内大輔に令談合、様体不見定之間無覺束之由申之、霍香正氣散に加羌活、前胡、先可与之由被申了(中略) (C) 及黄昏大和宮内入道招請、南向之脈令診之、大概可成瘡病に歟之由有、先霍香正氣散可与之由被申候間、令調合与之」

(事項)そののち二十八日までには言繼自身が看病しているようで、他人への治療の依頼は記録されていない。二十九日、大和宮内入道と症状相談。大和の見立てで瘡と判断。

③八月五日条―「大和宮内大輔所へ罷向、松煙三丁遣之、一盞有之、暫雜談了、南向之薬所望、(D) 橘皮湯二包被与之」(事項) 八月五日、大和方において会食。薬を橘皮湯にかえる。松煙を大和に贈る。松煙は墨の一種でそれほど高価なものではない。

④八月六日条―「早瀬筑前守酒損虚損之間、(E) 先日養気湯七日之分十二包遣之、今日又加麦門冬七包遣之、舌たゝる、由申候了(中略) (F-1) 大和宮内大輔入道へ、南向去夜煩之様申遣了、同銘三包到、南向瘡病夜半過に起、今夜輕了、(F-2) 大和宮内大輔に、今夜南向様体申遣之、同方三包到」

(事項) 八月六日、言繼、早瀬筑前守に投薬。反対に大和から薬がもたらされる。

⑤八月九日条―「南向之瘡病之薬、參蘇飲に加草菓、羌活、青皮等、(G) 可与之由、大和、、、被申之間二包先与之」(事項) 八月九日、大和の指示にしたがって、言繼が薬を調合。

⑥八月十四日条―「吉田侍従兼和朝臣所へ人遣之、郭公黒焼所望了、南向瘡病可落用也、一包到」

(事項) 八月十四日、吉田侍従方に郭公黒焼を依頼した。

⑦八月十九日条―「南向瘡少申刻了了、吉田兵衛督脈之事申遣之所、明日可来之由返答了」

八月二十日条―「吉田兵衛督来、南向脈診之、(H) 風瘧に脾臟暑入云々、未熱氣有之由申、烏梅湯三包持来了」
(事項) 八月十九日、吉田右兵衛督兼右に脈を依頼。翌日吉田が診察。

⑧ 八月二十二日条―「早々吉田へ葉取に遣之、草蓂湯五包到」

八月二十三日条―「周監方今日写了、則伐閉沙汰了、奥書如此、此一冊左大史小槻伊治宿祢、以典葉頭重長卿、盛長朝臣二代日記令抄出之、名周監方云々(中略) 仍借大和宮内大輔晴完本」

八月二十四日条―「今日三度痢瀉云々」

八月二十六日条―「早旦吉田へ与右衛門遣之、南向痢以下様体申遣、蒼朮湯五包到(中略)南向今夜も不発、瘧病落了、但事外勞煩也」

(事項) 八月二十二日、草蓂湯に薬をかえ、吉田方から届く。二十三日に、大和の持っていた『周監方』を借用して、これを書写した。二十四日から痢、瀉の状態を記録しはじめる。二十六日に蒼朮湯に薬をかえ、同日瘧が落ちたと判断。

三 闘病記録の考察

(一) 大和宮内晴完による医療行為と人物の考証

ここでは、七月二十九日条から八月前半まで南向を治療した大和宮内という人物について考察する。

(ア) 大和宮内晴完による医療行為

①の発病時に言継自身が五苓散を与えているが、このときはまだ、瘧であるという認識はなかったようである。言継自身が投薬しているのは、夜間の急な事態でもあったろうが、当時としては例外であるとされている。確かに、この『言継卿記』の中にみられる、いくつかの事例でも、また、別の記録でも、たとえば医学の心得があったとしても、家族の治療は他の人に任せることが多くあった。⁽⁷⁾ただ、言継は自分の子供の治療は他人に任せているようであるが、言継は以前

にも南向を治療したことがある⁽⁸⁾。治療するかしないかは、家族であるかどうかといった基準ではないのかもしれない。言継は、さらに四日間にわたって南向を治療している。これはたまたま、往診してくれる医者に恵まれなかったためであるとも考えられるが、自身による治療を行ったのである。

しかし、病状について不安をおぼえた言継は、二十八日には大和宮内入道を訪問している。病状相談のためである。大和は留守であつて、翌日ようやく相談することができたことが②の二十八日条からわかる。(B)には「様体不見定之間無覚束之由」とあり、容体が不分明で不安を感じているようである。大和はそういう言継に、まず霍香正气散を与えるべきであると指示した。夕刻になつて、今度は大和が脈診のため山科邸に南向を見舞い、そこで瘧と診断し、改めて霍香正气散を勧める。そして、実際に調剤、投薬したのは(C)の「令調合与之」からみて、言継であることがわかる。(G)の記録からも、実際の調剤が言継自身によつてなされていることは明らかである。実際の薬を大和がもたらしているのは(D)の橘皮湯のみである。

このように薬方を伝えられて自分で調剤することは、室町期にしばしばみられ、たとえば「小乗覚自養録紙背文書」(慶応大学所蔵『曲直瀬家文書』)の「畠山義綱書状」⁽⁹⁾からも窺うことができる。すなわち、この数通の書状中に書かれている「医道伝授」とは、中風となつた畠山義綱に、曲直瀬道三が適宜薬方を書状によつて伝えたものを指し、その指示によつて薬を用いるのは畠山側であつた。今回の大和の指示にしたがつた言継による調剤も、同じありかたであろうと思われる。

(イ) 大和宮内晴完とは誰か―武家の実力者

さて、記録中に、大和に対して敬語「被申候間」が用いられていることが注目される。大和とは、室町幕府奉公衆、大和宮内大輔晴完、のちの大和宗恕である⁽¹⁰⁾。彼による医療行為は今回の事例のほかに、『言経卿記』天正十一年(一五八三)八月十一日条⁽¹¹⁾などにもみられるが、もともと医者として行動する人物ではない。大和宮内の名は『言経卿記』永禄元

年(一五五八)三月六日条はかに奉公衆としてみえ、『群書類従』二十九編所収、「永禄六年諸役人附」⁽¹²⁾には申次筆頭としてあげられている。すなわち武家側の実力者であって、言継が南向を治療してもらうのに敬語表現を用いたこともうなずける。

大和はどのような人物であろう。大和氏は武家故実の家柄とされるが、これは安土桃山時代以降、大和宮内大輔晴完、のちの大和宗恕が毛利家に出仕してからのことなのである。それ以前の大和氏についてはわからない点があだち、実際には新興の家柄であったのかもしれない。天理図書館所蔵『大館常興日記』天文十四年⁽¹⁴⁾記によれば、将軍家御成の当番としてしばしば出仕している。

『萩藩閥閥録』一一八⁽¹⁵⁾の大和忠左衛門による記録には、大和晴完は慶長六年ないし、同八年の死去とされている。しかし、一方で『言経卿記』慶長九年(二六〇四)正月十一日条⁽¹⁶⁾では「百六歳歟、言語道断、」とある。同時代の史料であることから、後者の『言経卿記』にしたがうとして、さらに逆算すれば、南向を診察した時には、六十八歳。すでに足利氏の有力な家臣の一人になっていたようである。彼は、『惟房公記』永禄元年(二五五八)四月五日から閏六月八日条⁽¹⁷⁾にみられる、中御門宣将と東坊城種長の間で発生した、楮公事徴収権をめぐる相論の調停役になっているのである。具体的には、すでに禁裏から綸旨が発せられて決着した事柄の再確認という訴訟であったが、彼は綸旨を武家(三好)に伝え、三好の「下知案」を発給、施行するという立場にあったとみられる。彼がこのようなかたちで、相論の調停にあつたのは武家側の実務を担当していたためである。もともとこの身分はともあれ、当時、政治的に相当に重要な立場にあつたことは明らかである。

(ウ) 大和宮内晴完とは誰か―教養人

彼は、実力者であるとともに教養人でもあつた⁽¹⁹⁾が、彼の教養の中に医学の素養も含まれていたようである。すなわち⑧の八月二十三日条によれば、言継が書写した医書『周監方』⁽²⁰⁾は、大和宮内大輔本とされており、大和から借用した本

であった。のちになっても、山科家と大和宮内の関係は続いた。記録には大和宗恕と記載されるが、言継息の言経と医書のやりとりをしたりしている。

大和が言経に医書の伝授をした記録上の初見は、『言経卿記』天正十年（一五八二）九月十六日条の「琢要方（金瘡方）」の借用、同十九日条の「金瘡藥共相伝」、同二十二日条の「疵内藥秘伝藥方」の伝授といった一連の記事である。そのうち、天正十一年（一五八三）九月二十四日⁽²²⁾には『盛方院家秘方』八冊、抄出一冊が大和からもたらされているのをはじめとして、言経が書写するための医書を大和から借りている。ただしこれは一方的なものではないようで、天正十年（一五八二）九月二十一日条の記事によれば「氣絵図」を大和に貸与して、同時に「氣卷」なるものを大和から返却されており、『言経卿記』天正十二年（一五八四）十一月一日条⁽²³⁾に「大和宗恕入來、続添鴻宝四、アツラレニ了」ということで大和から依頼され、同八日には言経がそれを遣わしている記事もみられる。そのほか、軍陣八卦に関して『軍敗』を言経から貸与しているように⁽²⁴⁾、大和の教養のある部分は、山科家とのつきあいによってもたらされたものもあったのである。しかし、このような医書のやりとりは、医学が彼の教養の主なものではないにせよ、それをもって周囲の人々が大和に評価を与えていることを窺わせる。また、毛利家に薬をもたらした「宮内殿」は彼のこと⁽²⁵⁾であるが、政治的な要因を捨象すれば、やはり彼の医学の教養が、毛利の関係者から評価を受けていたことを示すものであろう。

(エ) 薬を通じた山科家との関係

山科家と彼との関係は、もともと医療行為を媒介にしたものではなく、公的な立場での関係以外では、多分に教養人どうしのそれであった。山科家は薬の家柄として知られており、大和は、永祿元年（一五五八）からその翌年にかけてのいくつかの記事によれば、しばしば山科家に音曲の本を貸しだしている。⁽²⁶⁾ その中の三月八日条に「則使二苜萱之本写之遣了」とあるように、これらの本は山科家で書写するためのものであろう。

当初、この関係は大和の蔵書を言経が借りるといった一方的なものであった。薬の家としては大和よりもはるかに歴

史のある山科家が、大和からその蔵書を借りているのである。前述の『周監方』は、大和の蔵書をもとにして書写しているが、⁽²⁰⁾当時の公家社会にとつて、新興の武家が所蔵する書籍を信用する場合があつたことを示している。言継は、この音曲本の貸与にいたく感謝しているようで、三月七日条には言継が大和邸に赴いて、子供たちに土産を与え、さらにそこで宴会を主催している。翌日には大和が言継邸に前日の礼に来ていた。また、互いに自身が訪れていることから、彼らがほぼ同じ社会的立場にあつたことも窺える。

そのような関係が、たまたま南向の発病によつて医師と患者の家族というものに転化したわけである。したがつて、医療行為に伴う報酬については記録されることはなかつた。③にあるように松煙なる墨を贈つたに過ぎない。

(オ) 薬をもたらずか、薬方を指示するか

さて、(D)によれば、先日の霍香正気散のような薬の指示によるものとは異なり、今度は橘皮湯を大和が持つてきた。ここでは、この数日間の山科家をめぐる薬のやりとりについてみていこうと思う。

④では、八月六日、言継は早瀬筑前守に投薬している。(E)では以前に七日分を渡していたが、その日、また数日分と推定される分量を渡して、投薬が比較的長期にわたつて示していることを示している。ここでは言継はまとめて何日かの分の薬を人に渡す存在であるが、同日には一日毎に薬をもらう存在でもある。(F-1、2)をみると、前日の南向の容体を大和に伝えて同銘三包をもたらされ、その日の夜半の容体を伝えて、さらに三包を受け取つている。記録は、むしろ記載事項該当月日の当日に書かれることはそれほど多くはなく、この時期には翌日以降に書いていることが明らかに多い。したがつて、前後関係の考察は困難であるが、いずれにせよ一日分ごとに、こまめな治療行為がなされていることがわかる。

大和と言継のこまめな治療は、与える薬を短期間にかへて示していることから推察できよう。⑤には八月九日、大和の指示で言継が参蘇飲に草菓、羌活、青皮等を加えて調合し、南向に与えている。参蘇飲がここで用いられたのは、(G)の

「先与之」から判断して、とりあえず用いたものと推定される。

このように与えられるべき薬によつて、大和がもたらしたり、反対に、言継が調合したりという違いがみられるが、これは薬種のあるなしによるのであろうか。当時の公家は『尺素往来』に数種の常備薬の勧めが載るなど、家々にそれなりの薬劑の備蓄があつたようである。山科家は『言国卿記』、『山科家礼記』⁽²⁸⁾をみると応仁、文明期を中心に知り合ひの地下楽人、豊原統秋や家司大沢久守が中心となつて心気散などの薬を調合し、公家から領民にいたるまで諸方に配つてゐる。⁽²⁹⁾このときの山科家家督は山科言国で、彼はその調劑には直接かかわつてはいないが、『山科家礼記』明応元年（一四九二）八月四日条⁽³⁰⁾によれば山科家には薬研、篩などがそろつており、豊原に貸与してゐる。『実隆公記』文明七年（一四七五）十一月二十日条⁽³¹⁾をはじめ、当時の公家社会では薬の贈答が広くみられるから、他家にもしかるべき薬の準備があつたようである。また、『言経卿記』天正十五年（二五八七）二月二十三日条⁽³²⁾で、京より下向してきた大和宗恕がもたらした麝香丸のように、土産物としてやりとりされる薬もあつた。ただし、どのような薬を準備しているかは家によつて異つていたと考えられる。後述するように、言継も他家に薬の依頼をしていて、それは当方で払底しているからであつた。すなわち、そのとき山科家になかつた薬を相手を持つていたことになる。また、『言経卿記』永祿元年（二五五八）二月二日条⁽³⁴⁾には、嫡子内蔵頭の病に禁裏へ蘇合円を申請している記事がある。蘇合円は禁裏だけにみられる薬ではないから、たまたま所持していなかつたために、お願いしたのであろう。これらは、当時の公家社会がそれぞれに薬を準備しており、足りない分は他所に依頼していたことを示している。

（カ） 節のまとめ

この、八月九日の記事を最後に南向の治療は大和の手をはなれたと思われる。以上、大和宮内入道による医療行為を考察した。彼は武家政権の実力者であつて、また、所蔵する医書も記録上に確認できる人物であつた。彼と山科家との関係は、息の言経の時代にもわたる長期のものであるが、もともとは教養人どうしの知り合ひという関係であつた。そ

れがたまたま南向の発病によって、医療行為を行う人間関係に変化したのである。ここでは薬方の指示による医療がみられた。彼の医学の知識は、彼の多岐にわたる教養の一部に過ぎないのであるが、実際に脈診を行い、また、橘皮湯は彼によってもたらされた。彼にも薬の準備があつたことを示している。

(二) 吉田兼右による医療行為と人物の考証

ここでは、大和宮内にかわつて南向に対する医療を行った吉田兼右について考察する。

(ア) 吉田兼右による医療行為

⑥の八月十四日条で吉田侍従兼和方に郭公黒焼を依頼したところから、吉田兼右、兼和親子、その中で主に父の右兵衛督兼右が、南向の治療を行うことになる。

⑦の八月十九日、吉田右兵衛督兼右方に、人を遣わして南向の脈診の依頼をした。大和のときには、七月二十八日に大和の所へ言継自身が赴いていることに比べて薄礼である。翌日、吉田が脈診におとずれ、(H)によれば風瘧に脾臓暑が入っているとの見立てで烏梅湯を三包持ってきた。⑧によれば八月二十三日には草菓湯、二十六日には蒼朮散を吉田の側から届けている。これは、実際に薬をもたらすもので、大和が薬方の指示を主としたのと比較して特徴的なことといえよう。翌閏八月にも吉田に薬を依頼しているが、薬そのものが吉田からもたらされる場合がほとんどである。吉田が担当したのは瘧が落ちる直前の時期で、一定の経過がみられてからである。八月二十六日条には瘧は落ちたが体力が消耗していることを記録している。吉田はむしろ予後の回復にあつたようである。

大和から吉田への交替は大和の医療に問題があつたと言継が考えたというよりも、当時の慣例なのであろう。室町時代には鬪病中に医師をしばしば交替している。⁽³⁶⁾

(イ) 吉田兼右は誰か―政治的行動のみられる神道家

さて⑦をみると、吉田に対する敬語が用いられていない。吉田は、そののちも体力の回復がおくれた南向に投葉を依頼されているが、すべて山科側からは使者を遣わして依頼がなされている。身分的な問題であると考えられる。

吉田右兵衛督兼右は、東山吉田神社神主であつて神道家である。彼も医師としては、ほとんど現れることはなく、一生を通じて家道である吉田神道の教勢拡大に携わり、神道関係の著書が豊富である。神道を広めるためでもあつたであろうが、各地に赴いていることが彼自身の日記『兼右卿記』³⁷などから知られ、同時に京都や他国で政治的な動向もみられる人物である。まだ南向に投葉を行っている『言継卿記』閏八月二十六日条には「近衛殿へ参、御築地被築之（中略）吉田右兵衛督馳走、以吉田浄土寺白川衆二百人調之、又桂庄御知行之人等也」という記事がみえる。土木工事のために動員できる人足が手元にあつたことになる。とうてい神道家としての動員力ではあるまい。

また永祿元年に、彼は若狭国の禁裏御料所からの公事銭を京上させるために、若狭守護武田家へ下向している。『惟房公記』永祿元年（一五八八）閏六月六日、七日条、および、『言継卿記』同両日条、『お湯殿の上日記』同七日条によれば、このとき兼右は、若狭から禁裏に万足余の公事銭をもたらしている。³⁹

この中で、『言継卿記』同七日条の記事では、吉田が山科邸をおとずれて土産物を差しだしているが、同年三月九日条には「吉田右兵衛督来談、明後日若州へ下云々、禁裏供御々料所之事云々」とあり、出発前に山科邸をおとずれている。言継が以前から吉田の徴収行為について関係していたことを示している。もつとも、当時これだけの収益を公家側が受け取るとは諸方の関心を集める出来事であつたろう。

さらに橋本政宣も指摘するが、永祿九年から同十年にかけては、京都の政治的な激動期にあたり、幽閉から脱出していた足利義秋（のちの義昭）と、三好の立てた足利義栄が、ともに將軍となるべき有資格者である左馬頭となる時期であった。そして、義秋が一時、若狭武田氏を頼っていることから、さきの若狭の御料所収入とのつながりが考えられるのだが、義秋の左馬頭任官の仲介したのは吉田兼右であつたのである。南向を治療しているときには、彼はこのような

大掛かりな政治的行動を一方で行っていたことになる。神道家ではあるが、非常に政治性に富む人物であるといえよう。

(ウ) 吉田兼右は誰か―親子の共同事業

この徴収行為は、息の侍従兼和、のちの兼見も関係しているようである。『惟房公記』永禄元年(一五八八)五月二日条⁽¹⁾には「侍従卜部兼和来、若州等之儀条々言談」とあり、親子ともに若狭の一件にからんでいる。また、医療行為についても親子で行われている事例もみられる。『兼右卿記』永禄元年(一五八八)五月二日条⁽³⁷⁾には「大樹腫物左御手出来御煩之由在之、予依不例侍従兼和為御見舞令伺候了」とある。将軍、足利義輝の病を自分が見舞えないので、兼和に伺候させている。このように家のなりわいとして神道、政治、医療などの行為を行っていたと思われる。

(エ) 吉田兼右は誰か―親戚関係と教養

さて、当時の吉田家は坂氏の親戚になっており、竹田瑞竹などとも知り合いのようである。そのため、吉田親子の医学知識も相当に高かったのではないか。すなわち、『兼右卿記』永禄元年(一五八八)十二月二十八日条の「春日局、盛方院嫡男慶松丸猶子事申立処、同心間、今日為礼令間供了」、同永禄二年(一五八九)二月十七日条の「自竹田瑞竹法印申来云、四十歳男去年余残万立家之处、以外相祟了」、同永禄三年(一五九〇)正月十八日条⁽³⁷⁾「盛方院弥々来、二種二荷持来了」、同永禄七年(一五六四)正月十七日条⁽³⁷⁾「勝願院来、二十疋牛黄円一具持来」に記事がある。

永禄元年(一五五八)当時、盛方院は坂浄忠であり、彼の室は兼右の女であったことが、『寛政重修諸家譜』巻二九九にみえる。『言継卿記』永禄元年(一五五八)閏六月二十四日、同七月十九日条⁽⁴³⁾によると、言継は吉田が旅宿としていた盛方院を訪れている。また勝願院とは、法常坊、法印、坂光国の子、坂忠存である。⁽⁴⁴⁾山城国加茂にあって針治を行っていた。竹田瑞竹は人名比定の困難な人物の一人であるが、戦国期に竹田瑞竹を名乗る人物は竹田定栄、定珪の二人とさされている。僧位から判断すれば、定珪が法印となったのは『お湯殿の上日記』によれば永禄十二年(一五七〇)五月七日前後であるので、ここでの瑞竹とは定栄のことであろう。⁽⁴⁵⁾『お湯殿の上日記』には天文年間、しばしば禁裏の脈診に呼ば

れているのがみえる。⁽⁴⁶⁾

このような高位の医師とつながりがあることから、兼右の医学の素養が推察されるのである。さらにそれだけではなく、吉田家は、多くの典籍の書写を残す家柄であり、彼自身にも医葉関係について『葉種抄』の自筆写本とされるもの、『葉製法』一冊が兼右自筆として残されている。⁽⁴⁷⁾ 以上のように、高名な医家を親戚にしていたこととあわせて、典籍の書写の日常を通じてもたらされる教養も、彼の医学の素養を培ったのであろう。

(オ) 山科家との関係

前述した若狭下向について言継との関係がみられるほかには、山科家とどのような付き合いをしていたものか、はっきりしない。言継が吉田について記録するときには敬語が用いられず、大和に比べて軽く扱われていることもわかる。永禄元年（一五五八）などの記録⁽⁴⁸⁾によれば、正月には神物が吉田から山科に進められている。神官である兼右からの贈り物であるが、個人的な人間関係を示す事例ではないだろう。

『言継卿記』永禄元年（一五五八）正月二十五日条⁽⁴⁹⁾によると兼右親子が山科邸を訪問しているが、どのような用事があったものかは記載されていない。同年三月二日条⁽⁵⁰⁾では知恩寺に数人の公家が参拝しており、このとき兼右が同道した。前述したように言継は吉田の旅宿となっていた盛方院を訪問している。さらに、閏六月二十四日によれば、言継は盛方院に懸けてある松を洗ってその枝を差し上げましょうといわれて、吉田を同道させて盛方院まで赴いている。⁽⁴³⁾ このように、吉田が南向を治療する以前から山科家と知り合いであったことは明らかである。また、吉田も大和と同じく当時の教養人といっても良い人物であるが、そういった教養を介した山科家との関係は確認できない。

前述のように、兼右は若狭からの禁裏御料所からの収納や、足利義秋左馬頭任官の仲介といった政治行動がみられる人物である。一方で、山科言継は儀礼に深く関係する内蔵寮を管掌する山科家の家督である。これは、將軍宣下がどちらになされるにせよ、山科言継がそのことに無関係ではありえないことを示している。⁽⁵¹⁾ 事実、『言継卿記』の信長上洛前

後の記事には、そのような政治的緊張感をひしひしと感じさせるものが多い。⁽⁴⁰⁾

両人の関係のある部分は、このような情勢下での、政治的なものであったと思われる。

(カ) 節のまとめ

吉田兼右は、山科家とは以前からの知り合いであったらしいが、大和宮内のような薬や学芸を通じた親しい関係があったわけではない。また、言継からは明らかに大和よりも軽い扱いをされている。しかし、同じく高い教養を持ち、一方で高名な医師を親戚とする人物であった。彼が南向に対して行った医療行為は、実際に薬をもたらずのものであった。これはそのような準備がなされていることを示している。吉田の医療が単に教養の一部とはいえないゆえんである。

(三) なぜ彼らに医療行為ができたのか

(ア) 教養

言継を除けば、大和も吉田も、ふだんは医療行為に関係する記録のみえない人びとである。大和は当時の武家側の実力者であって教養人として知られている。吉田は吉田神社の神主で、神道の拡大に尽力した人物であり、同時に政治的な行動もみられる。

薬などの文化活動や、御料所収入京上などの政治向きの活動を通じた人間関係が、南向の発病という出来事を通じて医療の人間関係をもたらした。一見奇妙にみえる医療ではあるが、両者は共通して教養人といえる人物で、日本や中国の医書を十分に読みこなす能力があったことは明らかである。大和には医書の蔵書があることが記録中から窺える人物である。一節でふれたように、『言継卿記』では『周監方』、『言経卿記』では『琢要方』、『盛方院家秘方』八冊、『続添鴻宝抄』などのやりとりがみられる。つまり、これらの蔵書が手元に存在していたことになる。吉田は医師の家と親戚であると同時に、自分も典籍を扱うことのできた人物であった。二節でふれたように、彼には『薬種抄』、『薬製法』の

自筆写本とされるものが残されているのである。

したがって、彼らは教養の一部として医学の素養を有していたのである。当時の医学が基本的には輸入学問であったために、漢籍の読解力という障壁がそこに横たわっていた。そこでそういう能力に長けている、公家や禅僧の教養の一部として医学が扱われたわけである。中国からの医学書籍の輸入が増加するのは室町時代の特徴の一つであり、教養のある公家や僧侶が医学知識にふれる機会も増加していたであろう。

彼らに医学典籍を理解する教養があったことが、この医療行為を可能にした一つの理由であると考えられる。

(イ) 薬の備蓄

ただ、教養として医学にふれることと今回のように実際に診察をし、薬を調合している事実との間には、大きなへだたりがある。南向の鬨病を通じて、大和と吉田がそれぞれ薬を持ち寄っているのは、それぞれの手元に薬種の準備がなされていたことを示している。

すなわち、②の霍香正気散が言継の手で、③④の橘皮湯が大和から、⑤の参蘇飲が言継、⑥の郭公黒焼が吉田兼和から、⑦の烏梅湯が吉田兼右から、⑧の草菓湯も兼右からといったように、ここにでてきた人物がそれぞれ薬を所持していることは、彼らが医療を生業とはしていないのだから、特徴的なことといえる。

しかし、このような薬の備蓄をしているのは彼らだけではない。前述したように『尺素往来』には常備薬の勧めが記載されているが、⁽²⁷⁾なんらかの薬を手元に置いておく習慣を示すものである。前章でもふれたが、室町公家社会は応仁、文明期を下らない時期から、蘇合円、牛黄円などの贈答にみられるような、薬をやりとりする人間関係を形成していたようである。言継も『言継卿記』天文二年十月七日 九日条紙背文書⁽³²⁾によれば、五辻家に薬種の分与を求めている。つまり五辻家にも薬が準備されていたことになる。

『言国卿記』文明十年(二四八一)十一月二十六日条⁽⁵³⁾で、禁裏が侍医竹田法印に言国への投薬を指示している事例をみ

ることができ、抱えている医師のいないような一般の公家や、病が大きなものでない場合、薬の贈答が可能なのは、自分の手元に薬の準備がなされているからである。今回の事例はそのような薬のやりとりが、もつと積極的に医療の私たちをとつたものであろう。

瘡は、新村の研究にも明らか⁽⁵⁴⁾に、室町期にも瘡瘡と同じく邪気のなせるわざとみなす傾向にあつたようであるが、ここにはそれら祈療に関連する事柄はみられない。これは前稿⁽¹⁾でみてきたことと反対に、祈療が前面にでてくる前に薬でうまくやり過ぎることができたため、必ずしも医学の発達⁽⁵⁵⁾が蒙昧な病理観を一掃したとはいえない。

もう少しのちの時代、父言継などよりさらに医者らしく行動した言経も、瘡の民間療法や、祈療に信頼を置いている記事がある。しかし、医師でもない大和や吉田がこれほどまで冷静に医療を行へたのは、彼らが薬の扱いに習熟していたからであり、ふだんの生活で親しんでいたことを表していると思われる。

(ウ) 節のまとめ

以上、彼らが南向の治療を行へた理由として、共通して典籍類を扱うことのできる教養人であつて、その教養の一部に医学の知識、薬の知識を有していたこと、さらには室町時代公家社会の慣行である、家ごとの薬の備蓄という二点を考えた。

四 結 語

南向には夫である言継と、ふだん医師としては活動しない大和宮内大輔や吉田兼右が担当した。彼らは大和が武家の実力者であり、吉田は政治的な行動もみられる著名な神道家であつて、ともに医師ではなく当該期の教養人として知られている。そしてその教養の一部として、相当の医学の知識を持っていたらしい人物である。しかも薬を毎日届けることができるほど薬の備蓄があつた。

記主である言繼に薬の知識があつたから、今回用いた『言繼卿記』の闘病記録に薬の名前が多くみられるのは当然で、記録中に現れる多彩な薬名を根拠にして、すぐに戦国期の医学の発達に直結させることはできない。しかし、医師でもない人々が南向の症状の変化に対して、こまかな対応をしているのは、彼らの医学がすでに教養の範囲にあるものでなく、それよりはるかに具体的であることを示しているよう。また、薬の備蓄の事実からは、彼らがある程度の実験の経験も積んでいたことが読み取れる。

以上、実際の診察、投薬を行うことのできる教養人の存在とその治療の実際、さらにそのような行為を可能にした要因を、教養、親戚関係、薬の備蓄から考察した。

本論文は一九九六年度日本医史学会六月例会口演発表の一部をまとめたものであり、一九九六年一月、慶応義塾大学大学院文学研究科日本史専攻に提出した修士論文の一部に加筆修正を加えたものである。

本論文を作成するにあたり、桑山浩然東京大学教授、小曾戸洋北里研究所部長、真柳誠茨城大学教授、高橋正彦慶応義塾大学教授、慶大院生古川元也氏などから多くのご指導をいただいた。ここに深く感謝するものである。

注および参考文献

- (1) 拙稿「古記録にみえる室町時代の患者と医療（一）——『看聞御記』嘉吉元年入江殿闘病記録から——」『日本医史学雑誌』四三巻一号、二七—五八頁、一九九七年。
- (2) 服部敏良「言繼卿記の医学的考察」『日本歴史』二三九号、八一頁—八八頁、一九六八年などに扱われている。
- (3) 服部敏良「室町安土桃山時代医学史の研究」、一一二頁—一一三頁、吉川弘文館、東京、一九七一年。
- (4) 山科言繼「言繼卿記」。国書刊行会本、国書刊行会校訂、国書刊行会、東京、一九一五年。
- (5) 山科言繼「新訂増補言繼卿記」。統群書類従完成会本、高橋隆三ほか校訂、統群書類従完成会、東京、一九六六年。
- (6) 前掲(3) 服部論文。言繼が自分で治療を行ったことを例外とするというよりも、そのあと他者に治療を依頼したことを、当時の通例であるとしている。

(7) この闘病記録をばさんで、それ以前とそれ以後の、医学知識の豊富な公家とされる人物の記録にあたる、たとえば前者では『実隆公記』『文明十六年十二月八日至十四日紙背文書』―『竹田元慶書状』(一九九五年、東京大学史料編纂所特別展示目録、一二三頁所収)で、女の病を竹田元慶に依頼している。後者では『言経卿記』、山科言経『言経卿記』、『大日本古記録』本(二)、二二六頁―二二七頁、東京大学史料編纂所校訂第二刷、岩波書店、東京、一九九二年、天正十五年(一五八七)二月十六日条―同十八日条では言経女、弥々の疱瘡に対して諸方に診察を依頼しているにもかかわらず、言経自身による治療は記録されていない。

(8) 『言経卿記』永禄元年(二五五八)一月十四日条、同十五日条、同十六日条。前掲(5)『新訂増補言経卿記』、巻五、一八頁―一九頁。

(9) 『小乗覚自養録紙背文書』―『義綱書状』。四月二十二日付書状では「就家中不慮之儀至坂本上津候、仍連々申請候医道伝授之儀、此度於相伝者、入魂之筋目可為祝著候、将亦近日中風相煩候(後略)」とみえ、四月二十八日付書状には「今度養生次第申候処種々勤情誠不始今儀難尽筆紙候(中略)以此砌医道奥儀於伝授別而、可令満足候(後略)」とある。さらに、五月三日付書状には「前略懇注出来候也、可為祝著候、毎度無心候儀不及是非候、仍乍輕少黄金二両相送候而(後略)」という記事がある。さらに、五月二十六日付書状には、「就今度相煩至于坂本被相下候、殊医道伝授誠以懇情之至、難尽筆紙候(後略)」とある。五月二十六日にある「医道伝授」のときだけは、道三が実際に中風についての指示をしている。そのほかは、坂本からの書状によって「医道伝授」をもとめている。

(10) 伊藤正義「大和宗恕小伝」『論集日本文学・日本語』(3)中世所収、五六頁―五七頁、角川書店、一九七八年。

(11) 前掲(7)『言経卿記』、『大日本古記録』本(二)、六頁。「一、冷中殿所旁診脈之事、大和入道可申由有之間(後略)」。

(12) 『群書類従』(二二九)、訂正三版第六刷、一七四頁、田中敏治ほか校訂、続群書類従完成会、東京、一九八六年。永禄六年五月日に、申次の最初にみられる。

(13) 大和宮内晴完には「大和三位入道宗恕家乗」なる武家故実書があり、原本は国立歴史民俗博物館に所蔵されている。

(14) 大館常興『大館常興日記』。ここで用いた「天文十四年記」は天理図書館の所蔵であり、大内田貞郎と山根陸宏の翻刻、『ヒブリア』七十四号―七十六号所収による。

(15) 秋藩の家臣団所蔵の文書、系譜類をあつめた史料集。享保十年(二七二〇)の成立。『秋藩閩録』巻三、山口県文書館、

一九七〇年によった。

(16) 前掲(7)『言経卿記』、『大日本古記録』本(一一二)、二一九頁。

(17) 万里小路惟房『惟房公記』。『続々群書類従』所収の刊本と、東京大学史料編纂所の影写本によった。『続々群書類従』本(五)、四二七頁―四六八頁、和田英松校訂、国書刊行会、東京、一九〇九年。当該記録は四四六頁―四六〇頁にみられる。以後『惟房公記』については『続々群書類従』本の頁を注記するが、主に史料編纂所影写本によっているため、記録の一致しない箇所もある。

(18) 古川元也『永禄元年の楮公事相論』、『三田中世史研究』創刊号、一頁―三二頁、一九九四年。

(19) 前掲(10)伊藤論文。五八頁―七一頁。

(20) 『国書総目録』には近世の写本にある跋文から、著者を半井道三としている。しかし、この書写の記事がある『言経卿記』永禄九年(一五八五)八月二十三日条の記載によると、左大史小槻伊治宿禰が丹波重長、盛長二代の日記を抄出したものが『周監方』であるとしている。したがって、現在写本が伝来しているものと、ここでのものが同じであるとは断定できない。

(21) 前掲(7)『言経卿記』、『大日本古記録』本(一一)、三〇〇頁―三〇三頁。

(22) 前掲(7)『言経卿記』、『大日本古記録』本(一一)、二七頁。

(23) 前掲(7)『言経卿記』、『大日本古記録』本(一一)、五八頁。なお、六〇頁の同八日条には、「大和宗恕へ鴻宝四書之遣了」という記事がある。

(24) 前掲(7)『言経卿記』天正十年(一五八二)十月四日条。『大日本古記録』本(一一)、三〇七頁。「大和宗恕入来了、三氣二冊被返了、又軍敗之内三巻又八卦持来了、可書之由、抑留了」という記事がある。当時、大和、言経、親戚の薄甚四郎の間で、書籍の貸し借り、知識の伝授が、言経京都追放まで行われていたようである。山科家には当時相当の典籍の蓄積があるようで、軍敗もその一つであった。

(25) 宮本義巳「戦国期における毛利氏領国の医療と医術」『戦国織豊期の政治と文化』三九四頁、続群書類従完成会、東京、一九九三年。

(26) 『言経卿記』永禄元年(一五五八)三月六日―同十六日条。前掲(5)『新訂増補言経卿記』本(五)、四七頁―五二頁。

- 順に六日条から「大和宮内大輔晴完ニ借用之音曲之本(満仲、橋弁慶ニ番写之、即遣之、并美乃紙ニ帖遣之、他行云々)、七日条に「大和宮内大輔ヨリ小督、雲雀山又ニ番到」、八日条に「大和宮内大輔所へ午時罷向、音曲之本雲雀山之本先返之、三人之子ニ小袖箱以下一ツ、遣之」、十日条に「自大和音曲之本三番(みもすそ、ろうきわう、千しゆ重ひら)返遣之」、十六日条に「從大和宮内大輔音曲之本(小手巻、帰雁、はまならし)三番到」とみえる。
- (27) 一条兼良によるとされる消息文。『群書類従』本、訂正三版六刷(九)、五〇三頁―五二二頁、一九八七年。前掲(3)服部論文、一九六頁―一九八頁参照。
- (28) 『山科言国』『言国卿記』。『史料纂集』本、豊田武ほか校訂、続群書類従完成会、東京、一九七五年。山科家雑掌、大沢久守ほか『山科家礼記』。『史料纂集』本、豊田武ほか校訂、続群書類従完成会、東京、一九七三年。
- (29) 『言国卿記』文明十年(二四七八)十二月四日条。前掲(28)『史料纂集』本(三)、一一二頁。なお同本二二頁、同六月二十日条に「長門守守命丸アワスル也、各丸スル也、予モ女中以下丸之了」とあり、言国も手伝っている。『山科家礼記』にもさまざまな調剤の記事がみられる。
- (30) 『山科家礼記』明応元年(二四九二)八月四日条。前掲(28)『史料纂集』本(五)、二九八頁。
- (31) 三条西実隆『実隆公記』。『続群書類従完成会大洋社本』再版(一上)、一一八頁、高橋隆三ほか校訂、続群書類従完成会大洋社、一九五八年。「自暁天虫所勞計会者也、阿伽陀薬自御所被下之、聊得減」。
- (32) ルイス・フロイス、岡田章雄訳注『ヨーロッパ文化と日本文化』第十四章二十七項、一八五頁、『岩波文庫』、一九九一年参照。
- (33) 前掲(7)『大日本古記録』本(二)、二四一頁。
- (34) 前掲(5)『新訂増補言継卿記』(五)、二八頁。
- (35) 蘇合円の普及と流通について、たとえば、『山科家礼記』延徳三年(二四九二)六月十二日条、同八月十四日条、前掲(28)『史料纂集』本(五)、一二八頁、一五六頁によれば、山科家に当時家宅のあった坂本から蘇合円を送ってきた記事がある。当時、常備薬の類いとして公家社会で広く用いられていた。
- (36) 『満濟准后日記』永享三年(二四三一)六月十七日条―同二十三日条、准后満濟『満濟准后日記』、『続群書類従』本(補遺

一下、二五七頁―二五九頁、訂正三版六刷、和田正夫ほか校訂、統群書類従完成会、東京、一九八七年参照。加持と治療が同時に行われているが、それぞれ担当者を交代させている。類例は、別の記録にもしばしばみられる。

(37) 吉田兼右『兼右卿記』。永禄元年(一五五八)から永禄九年(一五六六)まで東京大学史料編纂所の影写本による。

(38) 前掲(4)『言繼卿記』、国書刊行会本(四)、七一頁。

(39) 『惟房公記』前掲(17)『統々群書類従』本では四五九頁。閏六月六日条に「吉田兼右卿今朝自若州京着、(清侍従所、依乱中寄宿)御料所之儀猶様体可来示云々」とみえ、同記七日条には「從若州吉田右兵衛督卿一昨日上洛依所勞今日參申入者也、御料所之儀為御使罷下之処、国之儀依「去年」早魃不事行、以種々秘計万疋為旧未進分所進也、於当年者、從跡可運上云々」とみえる。また、『言繼卿記』をみると前掲(5)『新訂増補言繼卿記』(五)、一〇八頁には、同月六日条に「東山吉田從若州上洛、御料所万疋參云々」、同七日条に「吉田来、宮筭布(越中)、一端送之、祝著了」とみえる。『お湯殿の上日記』、『統群書類従』本(補遺三一六)、二三頁、訂正三版六刷、和田正夫ほか校訂、統群書類従完成会、東京、一九八七年をみると、七日条に「わかさよりく御御れう所まいり候、よし田かねみきのほりて、つるを進上」とある。

(40) 橋本政宣「信長上洛前後における山科言繼の行動」『日本歴史』五六九号、三頁、一九九五年。

(41) 前掲(17)、『統々群書類従』本では四五〇頁。

(42) 『新訂寛政重修諸家譜』、統群書類従完成会本(五)、「土岐支流吉田」、二七〇頁。

(43) 前掲(5)『新訂増補言繼卿記』(五)、一一五頁、同一二七頁。閏六月二十四日条に「吉田旅宿盛方院之松可洗与之由、申之間、令同道罷向」、七月十九日条に「吉田武衛借屋盛方院え罷向、他行云々」とある。

(44) 前掲(42)『新訂寛政重修諸家譜』(五)、「土岐支流坂」、二六七頁。

(45) 前掲(3)服部論文、三二六頁―三二七頁、および新村拓『日本医療社会史の研究―古代中世の民衆生活と医療』、七九頁、法政大学出版局、東京、一九八五年参照。なお、『新訂寛政重修諸家譜』(一一二)、前掲(42)、一六九頁では定珪を瑞竹としている。ただし、ここで瑞竹院に比定されている定珪は「お湯殿の上日記」永禄十二年(一五七〇)五月七日条、前掲(39)、『群書類従』本(補遺三一六)、五一六頁、には「たけたほうみんの御れいに、すゝり、牛黄円進上申」とあって、この頃に法印位になったようである。したがって、定珪はここでの瑞竹法印ではないということになる。

(46) 前掲(3)服部論文、一七六頁―一八〇頁。服部の作成した表によると、天文十六年(一五四七)から永禄七年(一五六

四)まで「たけたすいちく」なる医師がみられる。

- (47) 天理図書館には吉田文庫として、吉田家累代の記録、神道関係文書、典籍類が多数所蔵されている。兼右自筆とされる記録、文書、典籍の写本なども含まれる。鳥居清「吉田文庫の兼右自筆本について」(三)―記録・文書・雑書ならびに補遺―『ピブリア』二九号、四三頁、一九六一年参照。

- (48) 前掲(5)『新訂増補言繼卿記』(五)、一三頁、一七五頁。正月七日に神物を贈られている。

- (49) 前掲(5)『新訂増補言繼卿記』(五)、二四頁。「勸修寺へ罷向、草朴之木引之、令所望、又竹門・中山・五条・滋野井・極麿等中将甚有之、吉田右兵衛督(兼右卿)、同侍従(兼和)、来了」。

- (50) 前掲(5)、『新訂増補言繼卿記』(五)、四五頁。「知恩寺へ罷向、受十念、食籠・柳一荷隨身、内々従広橋巫相案内申、則令同道、賀二位同来、蒸麦・吸物等にて酒及数盃、後二又吉田右兵衛督(兼右卿)来了、次各令同道罷帰了」。

- (51) 室町時代には、応永年間の山科教言の内蔵頭任官以降、この職を山科家が相伝するようになった。内蔵寮の最大の役割は御服調進であつて、ここから諸行事に深く関係する官司となつていた。内蔵寮は中世前期に次官クラスの官人の世襲が先行した。これは実際の宮中儀礼に関係する重要な内廷官司であつたからである。室町期になつてからの御服のことについて、山科家が担当していることは『山科家礼記』において、山科家雑掌大沢が服の規定につき、言国から下問されてゐる事例から明らかである。今正秀「平安中・後期から鎌倉期における官司運営の特質―内蔵寮を中心に―」『史学雑誌』九九(一)、一頁―三六頁、一九八七年。

- (52) 前掲(5)『新訂増補言繼卿記』(七)、一三〇頁。

- (53) 前掲(28)『史料纂集』本(三)、一〇七頁。

- (54) 前掲(45)新村論文、三七―一頁。

- (55) 『言経卿記』天正十五年(一五八七)八月十六日条。前掲(7)『大日本古記録』本(二)、三二三頁。「一、西御方へ早朝二罷向、瘡疾御符持罷向了、金蔵坊三令所望了(中略)一、西御方へ見舞二八時分三罷向了(中略)又晚景二沈香・草菓・黄芩・川芎・白芷調合、三包進了」とある。堺で世話になつてゐる本願寺佐超の室が西御方であるが、瘡の脈診、投薬とともに符を進めている。

(北里研究所東洋医学総合研究所・医史学研究部)

Patients Observed in Old Diaries of the Muromachi Period (2)

“Tokitsugu-kyoki” and the Illness of Minamimuki

by Isaku MIZUTANI

In this paper, following the former paper, the author tries to clarify the actual state of people's lives with regard to disease in the Muromachi Period. The authentic document “Tokitsugu-kyoki” (言繼卿記), the diary of Tokitsugu Yamashina, was mainly used as a historical material.

In the story of the illness of Tokitsugu's wife Minamimuki (南向) in this diary the fact that those who were not doctors could do medical examinations and provide medication at that time was noticed.

It was owing to their medical knowledge which was one part of their culture and also to the medicine available to them, that they were able to perform such medical treatments.